

報道関係者各位

令和7年5月15日

選挙の投票立会人を募集します ～投票立会人の公募制（登録制）～

舞鶴市選挙管理委員会では、市民の皆様に関心を持っていただき、選挙をより身近なものに感じていただくため、投票立会人を募集します。

1. 投票立会人とは

投票立会人は、投票所において投票に立ち会い、選挙が公正かつ適正に行われているかの確認を行う人のことです。

（主な仕事）

- 投票所の開閉に立ち会うこと。
- 投票開始前に、投票所内にいる選挙人の前で投票箱を開き、中に何も入っていないことの確認に立ち合うこと（期日前投票は初日のみ）。
- 投票手続きの全般について適正に行われているか立ち合うこと。
（投票用紙の交付、投票箱への投函、投票用紙の持帰りがないかなどの確認）
など

2. 立会場所・時間・報酬

期日前投票場所	立会日	立会時間	報酬（日額）
舞鶴市役所 （本庁、西支所、加佐分室）	公示（告示） の日の翌日から 投票日の前 日までの期間 中の任意の日	8：30～20：00	11,200円
バザールタウン舞鶴		9：00～19：00	9,947円
ショッピングセンター らぼーる		10：00～19：00	9,113円

当日投票場所	立会日	立会時間	報酬（日額）
各投票所 （市内58か所）	投票日当日	7：00～20：00	11,700円

※投票所、立会時間、報酬は変更になる場合があります。（報酬は食事代含む。交通費の支給なし）

※投票立会人は自治会からも推薦いただきますので、自治会からの推薦人数や期日前投票期間、登録人数の状況によっては、希望に添えない場合があります。



SDGs未来都市

舞鶴市選挙管理委員会事務局（担当：多田、村尾）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044（総務課内）
TEL:0773-66-1044、FAX：0773-62-5099
E-mail:senkan@city.maizuru.lg.jp

3. 応募資格

- 舞鶴市在住で、本市の選挙人名簿に登録されており、選挙権を有する方
※選挙人名簿に登録されるのは、舞鶴市に住所を持つ満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上舞鶴市の住民基本台帳に登録されている方（舞鶴市に住んでいる方）です。

4. 応募方法

次のいずれかの方法により申請してください。

- ①市ホームページから申請フォームを送信
- ②「投票立会人登録申請書」（別紙）を記入の上、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により下記まで提出

申 込 先：舞鶴市選挙管理委員会（総務課内）
住 所：625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地
電 話：0773-66-1044
ファックス：0773-62-5099
電子メール：senkan@city.maizuru.lg.jp

5. 募集期間

随時、登録の受付を行っております。ただし、直近の選挙期日までの日数に余裕がない場合は、次回選挙からの登録とさせていただきます場合があります。

6. 注意事項

- 投票立会人は選挙ごとに選任します。選挙前になりましたら名簿に登録された方に可否等の確認を行います。
- 登録は本人の辞退の申出がない限り継続します。ただし、市外への転出等により舞鶴市の選挙人名簿から登録を抹消された場合は取り消します。
- 立会時間中は、原則として食事及びトイレ以外での離席はできません。
- 所属党派の有無をお聞きします。
※同一の政党その他の政治団体に属する者は、一つの投票区において二人以上を投票立会人に選任ができないため（公職選挙法第38条第4項）。
- 投票立会人に正式に選任された場合、病気や事故その他やむを得ない理由がある場合を除き、投票立会人を辞職することはできません（公職選挙法第38条第5項）。

